

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する  
コンサルテーション会合（第 5 回会合）  
2021 年 6 月 16 日（水）  
（14:00～15:45）  
Zoom オンライン会議

## 【司会】

定刻になりましたので、これより JBIC および NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、第 5 回会合を開催します。本会合に多数の方々オンラインで参加いただき、誠にありがとうございます。私は、本日、司会を務めます JBIC 経営企画部の北島でございます。本日もよろしくお願ひいたします。本会合は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、これまでと同様にウェブ開催としております。対面での開催と異なり、ご不便に感じる部分もあるかと思いますが、できる限りスムーズな運営に努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の全体の流れをご説明いたします。事前にホームページにてご案内のとおり、今回の議題は、前回に続きまして個別論点に関する議論でございます。個別論点表の項番の 5 から 7 を予定しております。なお、項番の 5 と 7 につきましては、いずれも人権に関する論点のため、続けて議論するほうが効率的と思われるので、項番 5 の後に項番 7、その後、項番 6 という順で進めていく予定でございます。冒頭に前回同様、司会からいくつか連絡事項を説明させていただいた後、JBIC から前回会合以降の動きについて説明の上、個別論点の議論に移っていきたいと思います。

個別論点におきましては、これも前回同様でございますけれども、まず提言された NGO の皆さまに補足説明いただき、その後、産業界の皆さまからもご意見いただいておりますので、産業界の方から補足いただき、最後に JBIC、NEXI から説明するという流れを予定しております。その後、皆さまからご意見、ご質問いただきながら、議論を進めていく予定でございます。所要の予定時間でございますが、これまでの会合と同様に 1 時間半、15 時 30 分までの予定でございます。質疑の状況により時間が前後する可能性もございますが、仮に延長しても 2 時間を超えないよう議事を進行いたします。議論の状況を見て、司会で必要に応じ時間の管理をさせていただきながら、できる限り効率的に進めてまいりたいと思います。なお、会合中の途中退室は自由でございます。退室後、再入室もできますが、事務局による確認作業を行った上での再入室となりますので、若干お時間を要する可能性がある点、ご留意いただきたいと思います。

続きまして、本会合に関する連絡事項につき、いくつか申し上げます。前回ご参加の方には同じ内容の繰り返しとなってしまう大変恐縮でございますが、今回からご参加の方もおられますので申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から、後日、ホームページ上での公開を予定しております。また、参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影・録画はお控えください。録音につきましては、ご自身でのご利用のための録音を妨げるものではございませんが、音声自体の公開は控えていただきたいと思います。また、特定の個人・団体を誹謗中傷するような発言を行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただきたいと思います。

次に、ウェブ開催にあたっての留意点について申し上げます。ご発言のとき以外はミュートにさせていただきたいと存じます。ミュート設定されていない場合には、事務局のほうから

ミュートにさせていただく場合もあります点ご理解ください。カメラのオンオフにつきましては任意でございますが、通信速度に影響が出ます場合には、カメラのオフを依頼させていただく場合がございます。また、質疑応答などご発言の際にはカメラをオンにし、所属、お名前をおっしゃっていただいた上で、ご発言をお願いします。なお、議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨、付言いただければ、議事録は匿名で公開させていただきます。各論点に関しましては、最初にご提言頂いている NGO の皆さま、次に産業界の皆さま、そして JBIC、NEXI という形で、司会のほうから順次、ご発言いただくようお声掛けさせていただきます。それ以降、ご発言されたい場合には、基本的に Zoom の挙手機能によりお願いしたいと存じます。長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。それでは、前回会合以降の動きについて、JBIC から説明をお願いします。

#### 【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。本日も多数のご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。前回会合以降の動きということで、共有をさせていただければと思います。4月28日に JACES 様、FoE Japan 様、メコン・ウォッチ様の3団体からいただきました、ガイドライン実施状況確認調査に関する質問。これにつきまして、その一部につきましては5月の段階で回答をさせていただいておりましたけれども、まだ残っていたところもございましたので、その残りの質問につきまして、できるだけ早く回答したほうがよいだろうということで作業をいたしまして、6月14日にガイドラインの改訂のウェブサイトのほうに掲載しております。

また、前回のコンサルテーション会合、第4回の会合におきまして、項番3、情報公開の論点ですね。こちらについて議論をした際に、ご質問いただいております点につきましても、同じく14日の実施状況調査の回答と併せて回答ということで載せております。こういったところが主たる動きでございます。私たちとしても、まずこの実施状況調査の回答を優先的に対応するというのでやってきておりました。その関係で、JBIC として現地調査踏まえた調査報告のほうにつきましては、まだ時間を要しておるんですけれども、今回で一応、全ての質問には回答できたということでもございますので、今後、現地調査報告のほうの仕上げを進めていければというふうに考えております。なので、もうしばらくお待ちいただければと思います。私からは以上になります。

#### 【司会】

ありがとうございます。それでは、個別論点の議論ということで、論点整理の表に沿って項番の5からになりますけれども、まずは NGO の皆さまよりご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江でございます。私のほうから、項番 5 の NGO 提言である、JBIC、NEXI は公的機関として支援対象のプロジェクトにおける人権保護の義務を有することを明記するべきであるということに対して、ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この人権保護の義務なんですけれども、NGO の考え方のボツ 2 のほうになりますけれども、ビジネスと人権に関する指導原則というものが、2011 年に既に発表されまして、いろいろなものが既に制定というか、実施されてきております。皆さまもご承知のとおり、外務省のほうが中心となって、国別行動計画 NAP なんかも、日本でも既に策定されて、今、実施に移されているところではございますけれども、このビジネスと人権について、人権を保護する国家の義務というものが一つ目に章立てされてまして、その次に人権尊重をする企業の責任というものが大きく書かれておりまして、三つ目に救済措置というものが書かれているかと思えます。このビジネスと人権に関する指導原則の中でも、国家機関として輸出信用機関の役割が書かれております。その役割として、例えば国家機関、輸出信用機関から支援を受けている企業によって人権侵害というものがあつた場合に、人権デューデリジェンスを求めることを含めて、人権保護のための追加的措置を取るべきというような規定があるということが、まず大前提かと思っております。

これに対して、現行の JBIC さん、あるいは NEXI さんのガイドラインの中では、前書きにおいて人権の尊重ですとか、あるいは検討する影響のスコープにおいて、人権の尊重というような文言というのは入っているんですけれども、この現在のビジネスと人権に関する国際的な流れの中でできている枠組みですとか、実施面について見合つた人権のデューデリジェンスの内容について、前書きに明記していただくことが重要なんではないかと思つて、今回のこの提言をさせていただいております。IFC ですとか、それから OECD のコモンアプローチなんかでも、国家の人権保護の義務ってものが明記されていたりですとか、コモンアプローチの中でも、メンバー国、非メンバー国ともに、人権を保護する既存の義務というものが明記されておりますので、これを踏まえた改訂作業をしていただければという趣旨でございます。よろしくお願ひいたします。

**【司会】**

どうもありがとうございました。それでは続きまして、産業界の皆さまからご説明頂戴できればと思えます。よろしくお願ひいたします。

**【日本機械輸出組合 香取】**

日本機械輸出組合の香取と申します。聞こえますでしょうか。

**【司会】**

大丈夫です。

【日本機械輸出組合 香取】

昨今の環境、人権意識の高まりというものを受けて、責任ある対応が求められるということ、それは日本の企業としても認識しておりますし、重要な課題であると考えております。そうした中で、今回、エンジニアリング協会様、日本貿易会様、日本鉄道システム輸出組合様、それから日本機械輸出組合、4者の連名で要望提出いたしました。別添の論点にありますとおり、私ども産業界としても昨今の世界的な人権への配慮は重要な論点であると認識しております。その一方で、人権の尊重を含む社会的関心事項は、既に環境ガイドラインにおいて、検討を要する影響の範囲に含まれていることが必要十分なレベルで記載されていると考えております。そういった中で、そうはいつても、今後の外部環境変化について検討を続けるということは有意義であるというふうに考えております。以上でございます。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、JBIC、NEXI から説明をお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。それでは、こちらの論点ですね。私どもの考えということで回答したいと思います。今回のご提言いただいた中では、JBIC、NEXI として人権保護の義務があるというところを前文の中で明記したほうがよいということでございますが、私どももこの論点についていろいろと勉強をしてみまして、先ほども名前が出ていました、ビジネスと人権に関する指導原則ですね。こういったものも改めて読んでみたんですけども、人権を保護する義務があるのは、その中でいくと、国家がそういった義務を持っているというふうに読みました。

この指導原則を読んでみると、その中にこういうくだりがありまして、人権を保護する義務を果たすためには、実効的な政策、立法、規制、裁定、こういったものを通じて、人権侵害を防止し、捜査し、処罰し、補償するために適切な措置を取る必要がある、という記載がございました。こちら、まさに国家として立法、司法、行政、この三権、これにさらに警察といった権限も加えた国家が持つ権力を全て適切に活用することで初めて、人権が保護されるということと読みました。そういう意味では、私ども金融機関である JBIC のガイドラインで、人権を保護するとの義務を書くというのは、私たちの能力をこえることを書くことになってしまうのかなということで、違和感がございます。

JBIC としてすべきことは何なんだろうということになりますと、やはりプロジェクトの事業者による人権配慮、これが適切になされているかどうかということを確認するといったことになるんだろうと思います。私たちのガイドラインでは、第2部のほうで検討する影

響のスコープの中で、調査検討すべき環境への影響の中で、人権の尊重を含む社会的関心事項が含まれることを規定しておりますし、前文においても、人権の尊重、その他の社会面を含む環境に配慮するということを規定しております、こういった確認を行ってきている。そういう意味で、私たちのこの環境社会配慮の中に、その対象に人権が含まれるということはこれまでも説明してきたわけですし、NGOの方々も十分ご認識されていると思います。

それでも、こうしたNGOの皆様からの提言がなされたという背景を考えますと、先ほどの国連における人権の議論が従来からあったわけですが、人権の議論というのがそのフィールドを越えて、さまざまな場面で国際的な議論がされ、高まってきているという状況があるのだと思います。こうした動きを踏まえて、人権配慮の重要性というところが明確になるように、ガイドラインの中で人権配慮について明確に記載する必要があるんじゃないかと、そういう趣旨なんじゃないかと理解しました。また、今回、産業界からの提言の中におきましても、先ほども機械輸出組合様からありましたとおり、人権の重要性であったり、外部環境の変化に応じた対応をやっていくべきだというコメントもいただいております、ステークホルダーの皆さまが求めていることというのは、一つ同じ方向を向いていると理解をいたしました。

こういった皆さまのご意見や世界的な潮流といったところも踏まえまして、これまでも実行してきたことではありますけれども、ガイドラインの中にやや明記してないなというようなこともあります。そうしたこともありますので、人権に関して、私たちもいろいろ考えてみまして、次の3点を提案したいなと思っております。

一つ目としましては、前書きの中で、今、環境社会配慮とは自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重、他の社会面を含む環境、それをもって環境に配慮することをいうと記載しております。この部分、あらためて読んでみますと、環境というのは自然環境と社会環境を指し、そして、社会環境には人権が含まれるということが記載されているわけでございます。その上で、文章としてややリダンダントという感じもしますが、それでも、2002年のガイドラインの制定をした際には、社会配慮の重要性をしっかりと示すという趣旨で、「環境配慮」という言葉ではなくて「環境社会配慮」という言葉を使って、社会配慮の重要性を内外に示していった、そういう経緯がございます。

現在に戻って、プロジェクトによる人権への影響の確認というところは、環境社会配慮確認の中に含まれるということで、これまでも説明してきましたけれども、今回の提言をいただいた趣旨であったり、過去のこうした2002年のガイドライン制定時の経緯、こういったものを踏まえて考えてみますと、人権への影響の確認というものを環境社会配慮確認から切り出して、ガイドラインの中に「人権配慮」という概念を明記するタイミングに来てるのではないかと考えております。従いまして、先ほどの前書きの中に、環境社会配慮には人権配慮が含まれる、ということを明記することにはどうかと考えております。これが一つ目でございます。

二つ目としまして、環境社会配慮と言いますと、当然、人権配慮も環境社会配慮の中に入

るわけなんです、主体というのは、やはりこれはプロジェクトの事業者だと思っております。私たちは、その事業者様が行う人権配慮の確認をするという関係になると思います。その上で、仮に人権侵害のリスクがあり、カテゴリAになるようなケース、そういった場合に備えて、ガイドラインの第1部のカテゴリ別の環境レビュー項のところに、次のような文章を追記するというのもあるかと思っております。文章というのは、「プロジェクトがもたらす負の影響については、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれる。かかる可能性がある」と判断された場合、その影響の回避や緩和に向けた方策に焦点を当てた人権配慮確認を行う」でして、こういった内容を、細かな文言は今後、パブリックコメント等を通じてブラッシュアップできればとは思ってますけれども、環境レビューの中でも人権配慮確認を行いますということに記載するということが二つ目の点でございます。

三つ目としまして、人権配慮に関連して、先ほどの国連のビジネスと人権の指導原則、それから IFC PS でも、プロジェクトによる人権へのインパクトを緩和する上で望ましい対応ということで、プロジェクトの事業者様において、苦情受付窓口を設けるといったことが取り上げられています。苦情を聞くことで、問題が深刻化する前にその問題に気付くことができる。これは、関係者全てにとって意味があることだと思いますし、こういった苦情が人権侵害を回避する上で有効なアラームになるというふうに見られてると理解します。この点、私たちも、これまで、影響を受ける可能性のある現地住民との対話の実施ということを推奨してきたわけですが、人権への影響を緩和するという上で、これが有効であるとされている事項でもございますので、この機会に合わせてガイドラインの中で明記したほうがよいのかなと考えまして、例えば、苦情受付窓口をプロジェクト実施主体者が設置することを推奨する、といった文章を今次改訂でガイドラインの第2部に追加することを検討したいと思います。

こうしたご提案をするのは、私たちとして人権配慮の重要性、これを強く認識しているということが背景でございます。他方で、人権を保護すると言ってしまうと、これはJBICが対処できる範囲を超える義務であるなということで、実行手段を持たないわれわれがガイドラインの中で謳うというのは、やり過ぎな内容かと思えます。われわれとしては、ガイドラインの改訂をして記載する内容というのはJBICが実行できることであるべきだと思いますし、記載する以上はその事項を適切に実行していくと、そういうつもりでございます。プロジェクトの事業主体がコントロールできる事項の中で企業として人権への影響を緩和できることというのがあると思いますし、それは、あるというよりは、決して少ないことではないと思っております。

プロジェクトで働く労働者、周辺住民への人権配慮など、すべきこと、できることというのはございますので、それぞれ自分たちの役割を意識して、その役割に最大限注力していくということが全体としてよい効果を生むのではないかというふうに考えております。そうした方向に持っていくために、私たちとしても今回のガイドラインの改訂を一つの契機と

捉えて、人権配慮の概念を浸透させ、これを強く意識してやっていくということを、外部にも、そして内部にも明確にしたいというふうに考えておりますので、長くなりましたけれども、いただいたご提案そのものということにはならないんですけれども、人権に関して3点ほどガイドラインに加えるということをやりたいと思っております。私からは以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。NEXI から補足等はございますか。

【日本貿易保険 佐藤】

ありがとうございます。NEXI の佐藤でございます。ただ今の論点につきまして、若干、NEXI 分につきまして補足をさせていただければと思っております。基本的な考え方はただ今 JBIC の五辺さんのほうからご説明いただいたとおりでございます。ご存じかとは思いますが、JBIC のガイドラインと NEXI のガイドラインは基本的には同様の内容が記載されてございます。特に、JBIC の第2部と NEXI の別紙1 はほぼイコールということになっておりまして、こちらのほうに記載されている内容は NEXI のほうにも記載されております。

また、JBIC さんから先ほどご説明がありましたけれども、環境社会配慮に関しましては、人権の尊重の他の社会面を含む配慮をすることだというふうに規定されておりますが、それは JBIC のほうの前書きにございます。NEXI の部分につきましては2ポツの基本方針におきまして、環境というものは自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む、というふうにしておりまして、従前から人権面についても同様に確認を行ってきたところでございます。NEXI のガイドラインにも、先ほど JBIC さんから説明されました3点に関連する概ね同様な記載の箇所がございますが、この部分につきましては、人権配慮に関して明記していくというようなこと。カテゴリ-A のレビューの部分に関しましては、この部分にも人権に対する配慮がなされていることを確認するという趣旨を記載していくということ。それからもう一つ、苦情処理の受付窓口ですね、これを設けることを推奨する趣旨を記載していくこと。この三つを、JBIC さんと同様、ガイドラインのほうに何らか反映できればと考えているところでございます。私のほうから以上でございます。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございます。それでは本件につきまして、皆さま、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。本会合の冒頭にも申し上げましたが、画面上、目視による挙手の確認が難しいため、ご質問、ご意見ございましたら Zoom の挙手ボタンでお願いできればと思います。また、ご発言の際、お手数でございますが、カメラをオンにさせていただいて、所属とお名前をおっしゃっていただいた上で、ご発言下さい。それでは14番の方、お願いします。



【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。産業界の方、また、JBIC さん、NEXI さんのお考えを伺いまして、JBIC さん、NEXI さんの考え方を、最初、頂いた資料を見たときに、あまり前向きなふうには捉えられなかったので、今回、これだけしっかりと考えていただけているんだなということで、非常に感謝申し上げます。

今、JBIC さん、NEXI さんからご説明のあった3点について、具体的に改訂の作業で追記していくというか、そういった方向性であることについては、今後この資料に書いていただけるのでしょうか。可能であれば、今、五辺さんに非常に長く詳しくご説明いただいたので、ポイントだけでも構いませんので、この資料になるんですかね、しっかりと JBIC さんの考え方ということで記していただければなというふうに思ったところです。これが1点。

もう一点なんですけれども、3点いただいた改訂案というか改訂箇所なんですけれども、前書きのところももう少し、前書きはやはり、JBIC さん、NEXI さん、これから5年間、この新しいガイドラインを使っていかれるということで、どういうふうな環境社会配慮を重視していくかっていうことを前面に出すというか、公に示すというところで、非常に重要な箇所かなと私たちは思っていますので、その人権配慮が非常に重要であると、あるいはビジネスと人権という世界的な潮流についても、JBIC さん、NEXI さんが十分に認識されているということを示すためにもですね。

例えばですが、ご提案いただいたところと加えて、JBIC さんの今のガイドラインの前書きって3パラグラフになっているんですが、パラグラフの3番目のところに、わが国の政策を踏まえつつ、環境社会、環境保全、ブラブラブラとあって、そういうくだりがあるんですけれども、まさに、日本の政府の政策を踏まえてっていうか、日本の政府が人権を保護する国家の義務があると、それを踏まえた上で、JBIC が国家機関として要請されていることを、対応を行っていきますみたいなですね。

それが結局、ビジネスと人権に関する指導原則の原則4に書かれているとおり、輸出信用機関に求められている対応っていうのが、人権のデューデリジェンスであったり、保護のための追加的措置を取るというところになるかと思うんですけれども。日本政府が人権を保護する国家の義務を遂行するにあたって、輸出信用機関も人権デューデリですとか、保護のための追加的措置を取ることが要請されているというようなことを、前書きにも入れていただければいいのかなというふうに思いましたので、一つご提案として述べさせていただきます。すいません、長くなりましたが、よろしく申し上げます。

【司会】

どうもありがとうございました。今いただきました2点について、JBIC あるいは NEXI のほうから、回答あればお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。波多江様、ありがとうございます。今回、こういった回答、いろいろ調整というか、議論が内部でもいろいろあったこともあって、なかなか早い段階でお示しできなくて恐縮だったんですけども、今回の私の回答は、ちゃんと議事録のほうでしっかりと残ることにはなると思いますので、そういった形で確認をいただくということではどうかというのが一つ目でございます。

それから、二つ目としていただきました点ですね。日本政府がこういった人権を保護する義務があって、私たちはその日本政府の要請を受けて追加的な措置をとというようなことですが、ガイドラインの中で書くと、何をやればいいのかっていうのが不明確になってしまうかなという印象がありまして、やはり、やるべきことというのが、そうはいつでも、結局、私たちができることというのが事業者を通じた人権配慮であり、その人権配慮が適切になされているかという確認であるっていうことに帰着するんだらうなと思ってまして、でするので、そのように具体的にやることを記載する形のほうがよいと思います。

【司会】

続きまして、12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

ありがとうございます。JACES の田辺と申します。苦情処理メカニズムについて確認したいんですが、まず1点目はJBICの現行のガイドラインで、大規模住民移転が起こる場合は苦情処理メカニズムというのはつくらなければいけないということになっているので、基本的にはそれは維持されるということでもよろしいかどうかという点と、それから、IFCとか世銀のスタンダードを参照することになっていますが、正確な文言は私は記憶してないんですが、IFCのパフォーマンススタンダードとか、世銀のスタンダードなんかでも、既に苦情処理メカニズムは基本的に設置するということが要件となっていると理解しているんですが、今回、推奨ということになってしまうと、こちらの国際基準よりも低いものというか、そちらを本来であれば参照していかなくちゃいけないものだと思うんですが、つまり、それらとイコールなものであるべきということで、推奨ではなく、これは要件として入れるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

【司会】

ありがとうございます。今、2点ご質問いただきましたけれども、これに対してJBIC、あるいはNEXIのほうから、回答をお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。田辺様、ありがとうございます。今回、こういった苦情処理

受け付けの話を加えたことで、住民移転に関して記載している内容に影響があるってどうか、そこを何か変更するということは特に考えてはおりませんので、そこについては現行のままということになるのかと思います。ある意味、こちらの話はオーバーオールに全体にかかるということで書くことになりますので、若干重複するようなところは出てくるのかなとは思いますが、そういう重複するところが出てきてしまうのはご容赦いただければと思います。

それで、IFCとか世銀とかのスタンダードについてというところなんですけれども、私たちが詳細まではまだ調べ切れてないところもありますけれども、全件において必須というところまではなっていかなかったのかなとは思いますが、その点は、今回、まずはそういう苦情処理、苦情受付窓口といったものの設置を始めることで、広くこういった問題の芽を早めに摘んでいくということ、ある意味、自発的に取り組んでいくという趣旨で、推奨することによって入れるのかなと思っております。今後、こういったところは、ある意味スタンダードとしてなってくるようであれば、もちろんそういった議論も踏まえて、推奨ではないワーディングに変えていくということも検討をしたいとは思いますが、現段階では推奨するところからスタートしたいというふうに考えております。以上です。

【司会】

それでは74番の方、お願いいたします。

【INPEX 木櫛】

INPEXの木櫛と申します。先ほどのJBIC様、NEXI様からのご説明・・・。

【司会】

ちょっとお声が小さいようなんですけれども。

【INPEX 木櫛】

失礼しました。先ほどのJBIC様、NEXI様からのご説明について、1点確認させていただければと思います。まず、人権配慮確認をされるというお話がございましたが、われわれ海外で事業をやっている事業者といたしましては、その人権配慮の確認というのは、具体的にどのように実施されるのかというところを確認したいと思ったところです。と申しますのも、皆さんご存じのとおり、人権というのは非常に幅広い分野かと考えております。一方で、今までJBICさん、NEXIさんがやられていた環境レビューというのは、基本的には環境社会アセスメントの報告書に基づいて、実施されると理解しておりますけれども、とりわけ労働者に対する人権という観点等は、通常、環境社会アセスメントの中ではカバーしないケースが多いかと考えております。この辺り、どのような形で人権配慮を確認されることになるのかという、現状、何かお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。以上

です。

**【司会】**

ご質問ありがとうございました。それでは、JBIC から回答をお願いします。

**【国際協力銀行 五辺】**

ありがとうございます。どのような人権配慮確認の仕方を行っていくのかというところにつきましては、私たちとしては、基本的には IFC のパフォーマンススタンダードをベースとして、確認を行っていくのがよいと考えております。パフォーマンススタンダードの中で、先ほど話が出ていた労働者に対する配慮といったところを記載しているパフォーマンススタンダードもございますし、もちろん、従来から見てきております先住民族に対する人権への影響であったり、住民移転の際の弱者への配慮といったようなこともございますし、こういったものが IFC パフォーマンススタンダードの中で規定されているかと思えます。それが ESIA のほうに記載されているというのが、私たちとしては望ましいとは思いますが、そこがない場合でも、基本的には個別に面談をしたり、ヒアリングをさせていただくことによって、適切に対応できてるかどうかを確認させていただくということになると思えます。

**【司会】**

NEXI のほうから何か補足はございますか。

**【日本貿易保険 佐藤】**

ありがとうございます。NEXI の佐藤でございます。今、五辺さんがおっしゃったとおりでございますけれども、IFC のパフォーマンススタンダードは全部で八つほど規定がございまして、その中で環境社会の影響評価をなささいといっている所では、ビジネスに関連する人権への配慮というのを全般的に求めておりまして、また、同じ章の中で、このパフォーマンススタンダードの中にいろんな人権面の要素を含んでいますというふうに記載されてございます。

一部、五辺さんがご紹介された内容と重複はいたしますけれども、簡単に紹介しますと、パフォーマンススタンダードの 2 番というものは、労働者と労働条件について記載しておりまして、この規定自体が児童労働や強制労働の禁止などを含む、労働に関する人権尊重を規定しているものになります。それから、パフォーマンススタンダードの 4 番につきましては、地域社会の健康、安全、保安というところで、この規定で地域住民の方への人権の配慮ですね、例えば警備員による地域住民に対する暴力や脅しを避けるべきということも記載してございます。それから、パフォーマンススタンダードの 5 番、用地取得と非自発的住民移転についてですけれども、これは移転の決定や補償にあたっての住民参加、苦情処理メカ

ニズムの構築等を規定しているものでございます。それから最後に、パフォーマンススタンダードの7、先住民族に関してですけれども、この規定全体が先住民族に対しての人権配慮を規定したものであるというふうに理解しております。

これまで、JBIC さんも私どももパフォーマンススタンダードをベースに環境社会配慮を実施してきておりますので、これに沿って、環境アセスメント報告書に記載があるものはそれを踏まえ、記載がないものは質問状や、あるいは面談等で情報収集をして、確認をしていくというようなことになるものと考えております。以上です。

**【司会】**

ありがとうございました。それでは8番の方、お願いします。

**【日本機械輸出組合 香取】**

日本機械輸出組合の香取です。今回、ご提案いただいた話ですが、非常に前向きな対応であると感じております。ただし、個別企業の意見等、団体としてまだ踏まえているわけではございませんので、必要あればパブコメ等で表明していきたいというふうに思います。それから、事務局としての感想になってしまいますけれども、やはり企業各社とも、いろんなリスクを抱えて、レピュテーションリスクであるとか、あるいは取引に影響があるといったリスクを負っているということからすると、今回ご提案いただいている内容というのは、同じ方向であると思います。また、企業の側としても、貸し手である JBIC さん、あるいは付保者である NEXI さんの条件に従っていくということは、当然のことであると思っています。

それから、国際機関の話が出ましたけれども、他国の ECA についても、ぜひ協力とか提携の関係から、展開していただけるとイコールフットイングの観点からよろしいのではないかとこのように思います。決して、日本の企業がそういった点で劣後しているとは思わないんですが、逆に、他国の企業が抜け駆けのような形にならないような形、これをお願いしたいなあというふうに思う次第です。以上です。

**【司会】**

ご意見ありがとうございました。それでは14番の方、お願いいたします。

**【FoE Japan 波多江】**

たびたび、すいません、FoE Japan の波多江です。最後にもう一度申し上げたいと思ったのが、前書きについては、やはり世界的な潮流なんかを踏まえて、JBIC さん、NEXI さんが、これから人権配慮をしっかりとやっていきますという意気込みを示していただくところとも思いますので、人権を保護する国家の義務を果たしていく役割を担っているんだってというようなことで、国家の政策、方向性を踏まえて、輸出信用機関として、その要請に従った対応をしていくというような表明を、前書きにさせていただけるといいのかなというふう

に思いました。

先ほどから、私が NGO 提言っていうか、NGO の考え方の 2 ポツにある指導原則の文言の、追加的措置を取るべきっていうところを何度も申し上げているので、それに引っ張られているかなと思ったんですけども、特にこの追加的措置を取るべきということを明記するべきというふうに申し上げているのではなくてですね、前書きのところに、もう少しこのビジネスと人権における輸出信用機関の役割っていうことを明記していただければどうかというふうに思っておりますので、またご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

**【司会】**

ご意見ありがとうございます。JBIC から今の点に関してレスポンスありますか。

**【国際協力銀行 五辺】**

JBIC の五辺でございます。波多江さん、ありがとうございます。ご指摘いただいた前書きのところで、われわれとしての意気込みをしっかりと示していくというのは重要なことだと思ってまして、それであるので、あえてこの中で人権配慮ということを明記しようというふうにしているわけなんですけども、先ほどお話があった、国家として人権を保護する役割を担っているというところは、私たちの理解としては、これはプロジェクトを行う国の政府の義務がいわれているというふうに理解しています。ある意味、日本政府が途上国の中での人権侵害の問題に、ああしなさい、こうしなさいというふうにやるのは、2 国間の関係というところを慎重に配慮しながらやっていくということになるんだと思います。

ということもありますし、このビジネスと人権の指導原則というのは、宛先になっているのは必ずしもレンダー側だけではなくて、むしろプロジェクトを実施する途上国の政府のほうに、宛先としては向かっているのかなと思っています。ですので、そういった途上国の国家の義務という理解からすると、それをわれわれが、何か対応するというふうには書きにくいのかなというふうには思います。以上です。

**【司会】**

12 番の方、お願いいたします。

**【「環境・持続社会」研究センター 田辺】**

JACSES の田辺です。先ほどの苦情申し立ての件なんですけど、IFC のパフォーマンススタンダード 1 のほうを見る限りは、被影響住民がいる場合は、基本的に苦情メカニズムをつくるということになっていて、つまり、現行ガイドラインでも協議をやるということになっていくと思うんですが、それとセットで、基本的にはそういう影響が、住民がいるということであれば、つくるということになっているので、それと同列で書いていただくよう、ご検討

をよろしく申し上げます。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

申し訳ございません、FoE Japan の波多江です。JBIC の五辺さんの先ほどの解釈について、私たちは、ここで挙げている国家についてはレンダ側側国家であるというふうに解釈、そういうふうに読んでしかるべきだと思いますので、その旨、付言させていただきます。指導原則の原則 4 をお読みいただきたいというふうに思うんですけども、原則 4 については、国家と企業のつながりという文脈の中での原則でして、ここには国家の役割、国家の人権保護に対する責任について、それをなしていくための輸出信用機関の役割ですとか、輸出信用機関だけではなくて、公的投資保険ですとか、保証機関というものも挙がっているわけで、ここを相手国側の国家というふうに読むのは、無理があるんじゃないかなというふうに思いますので、もう一度、そちらのほうはしっかりと読んでいただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

【司会】

今の点に関し、JBIC のほうから、レスポンスあればお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。このビジネスと人権の指導原則の中で、今、お話のあったところは、確かにここで書いているのは先進国についての話だと思いますが、ここで書いているのは国家としての人権保護の義務とはまた違うところというふうに思います。この中で、適切な場合に、人権に関する配慮を行うことを含めて措置を取ることが、先進国側の国家に対して求められてるんだと思いますけれども、こういったこともあるから、私たちとしても環境ガイドラインの中に人権配慮をしっかりとやっていきますということを書くということなんだろうと思っております。

それから、先ほど田辺様からありました点ですね。影響する住民がある場合に、その住民との関係でしっかりと苦情を受け付けるってところは、重要なところと思っておりますので、そこは、住民移転に関して、十分な協議を行いながら、そういった被影響住民の方々としっかりと協議をしてやっていく。その中で、もちろん苦情があれば、その苦情を受け付けるってことにはなるんだと思っております。ただ、全体として、そういった被影響住民があるのかないのか分からないようなケースも含めて、必ずこういう苦情受け付けをつくりなさいというようなことにまではなっていないだろうとは思っておりますので、そこはうまく書き分けられればと思っております。以上です。

【司会】

他に本件、ご意見、ご質問ございますでしょうか。今のところ、拝見する限りでは、特に挙手のほう挙がっておりませんがよろしいでしょうか。もし、ないようでしたら、次の項番ということで進んでいきたいと思えます。同じく人権関連ということで、項番の7番でございます。よろしいでしょうか。こちら、まずNGOの皆さまからご説明のほうお願いできればと思えます。よろしくお願ひします。

【FoE Japan 波多江】

項番の7番が先にといいことで承りました。FoE Japanの波多江から趣旨説明をさせていただきます。こちら、人権に關しての提言なんですけれども、JBICさん、NEXIさんの環境レビューにおいて、プロジェクト対象地域、あるいは相手国国内の人権状況を全般的に把握すべきではないかといふことでの提言になっておりますけれども、そもそも、言論の自由ですとかが著しく侵害されているような国、あるいはそういった地域では、被害住民、影響住民の方々が事業に対しての反対あるいは懸念に關する声を自由に上げられないといふような状況があるわけなんです。

それは、そもそもJBICさん、NEXIさんのガイドラインで要請しているような、意味ある住民協議ですとか、双方向性のある住民協議を実現するといふことが、まずもって非常に難しい状況になるわけなので、そういったことが、まず起きないのか、あるいは起きる可能性があるかといふことを、環境レビューの中でもしっかりと把握した上で、事業のプロセス、住民協議がどうなのかといふことを見ていただきたいといふことが趣旨でございます。

NGO提言のほうには、詳しく事例を二つほど挙げておまして、ミャンマーのほうに關しては、メコン・ウォッチの木口さんのほうからお話があるかと思うんですけれども、例えば私どもがこれまでモニタリング、JBICさん、NEXIさんにも問題を伝えてきた案件の中では、インドネシアのバタン石炭火力発電事業といふものがございました。この案件については、インドネシアの国家人権委員会が、やはり影響住民に対して、事業者あるいはインドネシア側の公権力である軍、警察なんかが用地取得のときに介入してきたりですとか、デモを催涙弾などを投げて強制的に解散させたりですとか、あるいは、住民側にそういった中で負傷者が出たりですとか、非常に人権問題が懸念されたわけなんです。

あるいは、インドネシアのチレボン石炭火力発電事業の拡張計画でも、訴訟が住民によって起こされたわけなんですけれども、一度、住民のほうで勝訴をしたわけなんですけれども、その後、インドネシア政府側の環境局のほうなんですけれども控訴をしたわけですね。そのときになって、住民の原告側に脅しですとか、嫌がらせといふものが起きて、この嫌がらせとかそういったものがプロジェクト関係者によって行われたといふ事実があったわけなんですけれども、結局、原告が辞退をしなくてははいけない、そういうような状況になったりですとかいふことがありました。なので、例えばインドネシアではこういった住民が事業に対して物を申す、あるい



は訴訟を起こすというところで、本当に言論の自由が確保されているのかというと、非常に課題っていうものが見えてくるわけです。

あるいは、フィリピンの案件では、これはタガニート、ニッケル鉱山製錬事業でしたけれども、日本企業が直接出資をしている事業の隣の事業で、先住民族の方たちが懸念の声を上げていらっしゃったんですけれども、その先住民族のリーダーの方が不特定の方に暗殺をされてしまうという、超法規的処刑と extrajudicial killing というふうに呼んでますけれども、そういったことがフィリピンでは鉱山関連、あるいは他の案件でも起きるわけです。こうしたフィリピンの状況、あるいは先ほど言ったインドネシアの状況なんかを考えると、そういった参加のプロセス、住民協議がしっかりと行われるのかっていうところをしっかりと事前に考えた上で、JBIC さん、NEXI さんに環境レビューをしていただく必要があるというふうに考えておりました。

具体的な提案としましては、JBIC さんのほうになってしまいますけれども、現行ガイドラインの 3 番なので、環境社会配慮確認に係る基本的考え方の (2) のところに、NGO の考え方のボツ 2 のほうで打ってあるような項目が今の現状で文言で書かれております。例えば、本ガイドラインに照らしてプロジェクトの特性および国・地域固有の状況を勘案した上で、そのプロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるかとかですね。事業実施主体や相手国政府の準備状況、経験、実施能力などを照らして、融資の決定後も適切に実行されるかを確認するというようなことが書いてあるわけなんですけれども、ここにやはり人権面での要素というか、人権面もしっかりとプロジェクトの行われる国・地域固有の状況をしっかりと把握する。あるいはインドネシア、あるいはフィリピンなんかの相手国政府のこれまでの過去の人権保護の実態であるとか、そういったものをしっかりと入れ込んでいただくことが私たちは必要だと思っておりまして、この提言になっております。

あとは、NGO の考え方に書いてあるとおり、IFC のほうでも人権デューデリを実施することが書かれておりますし、コモンアプローチのほうも人権状況、人権影響が深刻なものが生じる可能性が高い場合には、人権デューデリを補完的に行っていく必要があるのではないかというようなところが言及されておりますので、具体的にこのあたりを今回のガイドラインの改訂で落とし込んでいただければと思っております。すいません、長くなりましたが以上です。

#### 【司会】

どうもありがとうございました。

#### 【FoE Japan 波多江】

すいません。メコン・ウォッチの木口さんから、ミャンマーのことで補足があるかと思えます。

【司会】

お願いします。

【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口です。ミャンマーの事例を NGO 提言案のほうに挙げさせていただいてますが、これはプロジェクトから派生する相手側の収益がミャンマーの国軍に渡ったのではないかという疑いがある。事業者さんのほうは、この資金が国庫に納められているという理解をされてたんですが、憲法や法をチェックした場合に、それが確実ではないということがこちらでずっと指摘させていただいてた点でした。このように、相手側の国のガバナンスや憲法などで問題がある場合に、なかなかそのことを事業者さん自身が知ることというのは難しいと思いますので、こういったところも含めて、JBIC さん、NEXI さんのほうが人権デューデリを行っていく必要があるというふうに私ども考えています。

皆さまご存じのとおり、ミャンマー、今大変な状況になっておりまして、ミャンマーだけではなくて、特に日本が大きな経済的な関係がある東南アジアの各国で、民主主義の後退というようなことはいわれていますし、それから、歴史的な経緯でどこの国も、国境ですとか、ある特定の地域に紛争状態の場所を抱えてるようなところは、非常に東南アジアで多くなっております。そういった点からも、こういった広い面での人権の確認というのは、企業さんのレピュテーションリスクを避けるという意味でも非常に重要になっているというふうに考えております。ですので、先ほど波多江さんがおっしゃったようなことが確認として、あと明記されてるような形でのガイドラインの改訂というのが望ましいというのがこちら側のコメントになります。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、続いて、産業界の皆さまからご説明頂戴したいと思います。お願いします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。もう既に要望書の別添として出した 2 点目のところの論点と全く同じではあるんですけども、そのプロジェクトリスクの管理の観点から、環境社会配慮確認というのは非常に重要であるというふうに考えています。とはいえ、今の記載内容に準拠する、あるいは先ほど五辺さんからご提案のあった内容を踏まえていくということで対応していきたい、対応できるのではないかというふうに考えているところでございます。

特に、企業の場合にはいろんなリスク、先ほど申し上げたようなレピュテーションリスク、あるいは取引に関するリスクといったものを抱えていて、国際スタンダードの中で、それに準拠して、環境社会配慮を行って活動しているといったことは事実でございます。とはいえ、

さらに追加のプロセスが求められるということになりますと、イコールフットィングの観点、あるいは時間軸の観点から、余計な負担になるという可能性も考えられる。迅速なプロジェクト組成ということも考慮した上での対応をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、JBIC、NEXI から説明をお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。こちらの論点、書面で回答もしてるところではありますけれども、今回、NGO の方々から途上国の人権状況の把握、特に自由権、社会権を含めた把握、こういった広い状況の把握が重要であるというご指摘をいただいております。国際機関や他国の ECA の環境ガイドラインでどうなっているのかというところですが、こうした自由権や社会権、こういった人権状況の把握ということを規定するガイドラインはなかったと理解しております。プロジェクトと関係のないところで、相手国の自由権や社会権などの人権保護の状況を調査するというを JBIC のガイドラインに書くっていうことは、なかなか相手国に対して誤解を生みかねないというふうにも思います。従いまして、こういった文言を追加するというは、考えてはいないというのが現状でございます。

環境ガイドラインの中で、私たちが環境社会配慮をする場合に、人権配慮もそうですけれども、主体というのはプロジェクトの事業者の方々であって、私たちはその内容を確認するという立場になります。私たちが確認するのは、プロジェクトによって生じる人権影響でございます。プロジェクトと関係のないそういった自由権などの人権問題の対応っていうのは、これはやはり政府レベルで2国間の外交的な関係や、その他いろいろな関係を多面的に考慮しながら、申し入れをしていったり、または、さらに上の多国間の枠組みのレベルで議論を行っていくものだろうというふうに考えております。私たちは日本政府との連絡は密に取りながら業務をやっておりますので、そうした日本政府の方針に反するような業務にはならないようにやっていくということと考えております。

次に、プロジェクトの対象地域における教育や医療、そういった社会権が不十分である場合に住民移転の影響っていうのはより深刻になるので、こうした状況を把握すべきだというご指摘もいただきました。私たちが主に参照してるのは IFC のパフォーマンススタンダードですが、IFC などの国際機関、当然、途上国向けということ念頭に置いて、ガイドラインの策定をしております。途上国の中で人権だけでなく、政治や経済、ガバナンス、キャパシティ、そういった様々な分野で望ましい状況ではないといったことは、国際機関は十分に把握・分析した上で、全てが十分な状態になることが難しい中で、それでも、そういった途上国の現実をうまく踏まえながら、必要な要素を取り入れて、環境社会配慮ができるように環境ガイドラインを策定しているというふうに理解しています。

IFCのパフォーマンススタンダードでは、先ほど、NEXIさんからもありましたけれども、人権への配慮というのはパフォーマンススタンダードのさまざまな部分に散りばめられていて、パフォーマンススタンダード全体を適切に運用することで、人権に配慮することができるというたてつけにしておりますし、私たちもそういったところをしっかりと見ていくということだと思っておりますし、他方で、私たちが国際機関を超えるような人的資源もない中で、この国際的な基準を超えるような独自の対応というのはなかなか難しいんだけれうとも思っております。従いまして、このIFCのパフォーマンススタンダードが要求している事項をしっかりと適用していくというところに注力していくというのが、よいのかなと思っております。

他方で、ご指摘いただいている点、ガイドラインには記載しないというふうに先ほど申し上げておりますけれども、私たちも、何も情報収集をしていない、ということではないということをございまして、われわれも現地に事務所もございまして、相手国の状況というのはこれまでも把握に努めております。事務所がない国もありますけれども、現地の日本大使館とも密にコンタクトを取りながら、相手国の環境や社会、人権だけでなく、政治、経済、外交、あらゆる事項、途上国で課題になっていること、留意すること、こういった幅広い情報を共有をいただきながら業務を行っております。こうした協議を通じて得られた情報というのは、私たちの環境社会配慮確認の場でも活用しておりますし、個別に現地に進出する日本企業の方々にも、協議の場などを通じて情報交換もしながら、可能な情報は伝えたりもしております。

こうした情報収集というのはやっておりますし、この情報収集をしていく際に、特に人権という観点で見ますと、今回、特にご指摘があったわけではないですが、紛争があった国、ポスト・コンフリクト国におけるプロジェクトというのは一般的にはリスクが高いというふうにも認識しておりますので、そういった国における事業におきましては、特に留意をして情報収集をしていくというふうに考えております。というようなことをございまして、なかなか明記をするのは難しいんですけれども、可能な範囲で情報収集を踏まえた配慮というのはやっていくということなんだろうと思っております。以上です。

**【司会】**

どうもありがとうございました。NEXIから補足ございますか。

**【日本貿易保険 佐藤】**

特に追加事項ございません。ありがとうございます。

**【司会】**

それでは本件につきまして、皆さま、ご質問・ご意見ございましたら、Zoomの挙手ボタンでお願いできればと思います。14番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。産業界の方、それから JBIC さん、NEXI さんどうもありがとうございました。JBIC さんがおっしゃっていたような、自由権・社会権っていう文言を盛り込むかっていうところは、私どもの提言の中でそういうふうにしたところがあるので言及されてるのかなというふうに思うんですけども、その文言をそのまま書くというよりは、どうやって影響住民の方たちの参加を住民協議で確保していくのかとかですね、本当に健全な事業形成プロセスを確保していくのかというところで、先ほどまさに五辺さんがおっしゃったような幅広い情報収集というのが、やはり必要なんだと思うんですね。

そういう意味では、NGO 提言のところでも挙げてますコモンアプローチの para. 14 のところには脚注が、Para. 14 でそもそもコモンアプローチで、深刻な人権影響、生じる場合には、環境レビューでうんぬんというような一文がございますし、その para. 14 に付いている脚注がございますけれども、その中には、今、五辺さんがおっしゃったようなポスト・コンフリクトの状況にあるところが特に深刻な人権侵害が起りやすいとかですね。あるいは、拷問であったり、human trafficking であったり、そういった事例が何個か、深刻な人権侵害が生じるであろうというところで、事例というか例示されてるんですけども、こうしたことを JBIC さん、NEXI さんのガイドラインに書けない理由というのが私たちは理解できないなと思ってまして。

コモンアプローチで書いてあるからには、当然、他のメンバー国とかも、JBIC さんとかも、産業界さんがよくおっしゃるイコールフットィングという観点からは問題ないと思いますし、既に JBIC さんが、もし幅広い情報収集を大使館とかも通じて連携してやっていらっしゃるのであれば、ぜひ明記していただきたいと、明記をしていただくところがどこかというふうに私たちが考えたときに、先ほど申し上げた 3 番の基本的考え方 (2) のところかなと思いましたけれども、別にここじゃなくても私たちは構わないんですが、JBIC さんと NEXI さんが、やはり人権デューデリというものをしっかりやるということを明記していただきたいと思っております。以上です。

【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。今のご意見に対して、JBIC のほうからレスポンスあればお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

波多江さん、ありがとうございます。コモンアプローチで、おっしゃられたところですね、high likelihood がある場合の対応というところは先ほど私たちから 1 個前の論点のほうでご提案させていただいたところでも、それに類することは書こうと思っておりますので、そ

ちらのほうでカバーされると思います。以上です。

【司会】

17 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 木口】

ありがとうございます。メコン・ウォッチの木口です。先ほど、産業界の方から迅速性、それからイコールフットィングのお話があったんですが、迅速性に、ビジネスに必要なということとは理解しつつも、急ぐことで見落とされてしまう問題があるというのは、私どもの経験上、非常に問題になってるとこだということをお伝えしたいと思います。それから、イコールフットィングですが、現在の各国の状況でのイコールフットィングにあまりにこだわってしまいますと、今、特に人権に関しては、世界的に認識が大きく変わっているときでありますので、JBIC さん、今、いろいろ先進的な取り組みをされてこれまで来ていた中で、それをさらに進めておかないとイコールフットィングであったはずが、逆に遅れてしまうとか。

それから、先ほどから挙がっているビジネスと人権、指導原則ですけども、ヨーロッパ等ではハードローに、どんどん立法措置で海外の人権侵害、縛っていく流れというのがあるのは、皆さまご存じのとおりかと思えます。それを考えますと、日本は少しその点では、政府の対応が遅れているというふうに考えられますので、インターナショナルにビジネスをされている企業さんにとっては非常にリスクな状態なのではないかというふうに、こちらから見ても思われるわけです。ですので、ここはイコールフットィングにこだわるよりも先進的な取り組みを先にしておいたほうが、結局、数年後にはイコールフットィングになっているのではないかというのがこちら側の考え方です。

それから、先ほど JBIC さんのほうで人的なリソースの面でなかなか、国際機関と同等の調査をするのは難しいとおっしゃっていたかと思うんですが、その点、理解はするんですけども、人権に関しましては国際的な NGO がいくつかあって、非常に詳細なレポートが毎年出ておりますし、それから公的なものという意味では、国連の人権理事会が数年ごとに普遍的な、定期的なレビューというのを各国に対して行っておりますので、そういった既にあるものというのが参照できるのではないかなというふうに考えてもおりますので、その辺り、引き続き議論をさせていただければと思っております。以上です。

【司会】

どうも、ご意見ありがとうございました。他に、ご意見、あるいはご質問いかがでしょうか。12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

ありがとうございます。環境アセスメントの場合は、恐らくその環境アセスメントのプロセスの中で、相手国の環境法制度の設置状況とか、その実施状況みたいなものをきちんと調べて、そのプロジェクトの案件の個別の環境影響っていうのをもちろん調べるんですけど、その前段階でその国の実施状況っていうのは調べるわけですよね。先ほど、人権に配慮するということで、JBIC さんご回答あったと思うんですけど、当然ながら、その国の実施状況っていうのは調べるっていうのは当たり前の話だと思うんですけど、むしろ先ほどご提案された人権配慮確認っていうのは、何をすることが人権配慮確認なのかというのを、あらためてお聞きできればと思います。

【司会】

ありがとうございました。ただ今の点につきまして、JBIC から回答をお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。田辺様、ありがとうございます。私たちが考えていた人権配慮確認というのは、今ご説明があったような、ESIA に書かれている内容の中で、結局、そのプロジェクトと関係のないところの話ということではなくて、プロジェクトによって影響を受ける人々に対する人権の配慮というところをしっかりと見ていこうということを考えておまして、それがプロジェクトとどういうふうに関わるのかというのが ESIA の中に書かれていれば、それを見ていけばいいと思いますし、その背景的なところも書かれてれば、それを見ていけばよいと思っていますけれども、もちろん、書かれていない場合には、われわれとしても自分たちのネットワークを活用し、そういったことを調べていくということなんだろうとは思っています。

ただ、それを私たちのガイドラインの中で書くと、他の国から誤解を招く可能性があるのかなというところはございます。今、こういった人権に関する議論っていうのが、国際的にもいろんな場で議論されている中でもありますし、その点は、やや慎重になる必要があると思いますけれども、決して何もやらないということではなくて、私たちは私たちとして、現在の書きぶりの中で調べられることを調べてやっていくということだと思っています。

【司会】

他に、ご意見、あるいはご質問いかがでしょうか。74 番の方、お願いします。

【INPEX 木櫛】

INPEX の木櫛でございます。質問ではなくてコメントになってしまうんですけども、項番 5 番ですか、あのときに質問させていただいた点と関連してくるんですけども、私ども海外で事業をやっておりますが、環境社会アセスメントにおいてカバーでき得る人権っていうのは限られてくると考えておまして、例えばレイバー、ワーカーに対する人権について

は、別途ヒューマンライツアセスメント等を実施していくといったようなことを考えております。

その中で、その国の人権に関する法律等々っていうのは、当然調べた上で、その当該国の法律と国際的な基準とのギャップをあぶり出して、リスクをあぶり出して対応を考えていくと。こういったことを、今、それが国際的な潮流になってるんじゃないかなあと認識しておるんですけども、事業を実施する場ではそういうことも考えてやっているという、すいません、ご紹介までですが、というところでございます。以上です。

#### 【司会】

ご意見ありがとうございます。それでは14番の方、お願いします。

#### 【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japanの波多江です。先ほどの田辺さんの質問に対する五辺さんのご回答をありがとうございます。お聞きしてまして、人権配慮の確認をESIAに関わる部分でもし確認ができなければ、ネットワークを使って見ていくとか、従来のこの文言の中でやっていくというお話かと思ったのですが、私たちが今回この提言を出させていただいたのには先ほど申し上げたような事例がいくつかありまして、決してJBICさんとNEXIさんの現行のこの人権配慮の確認というのが十分ではないというふうに私たち思っているからなんです。なので、そういう意味ではやはり先ほど申し上げたような3番の基本的考え方とか、そういうところで一文、人権デューデリジェンスについても触れていただくということで、今後の環境レビュー中での人権配慮を改善していただきたいというところがございます。

当然、相手国政府のこれまでの経験ですとか、実施能力っていうのは、今文言が入っているので、チェックをされて環境レビューをされていると思うんですけども、先ほど申し上げたようにインドネシアとかでは住民の方がでっち上げの罪を着せられて、捏造された罪状で収監されたりですとか、催涙弾を軍に投げられて負傷したりですとか、そういったことが起きるような所で事業をされる場合には、当然そういったことを念頭に置いて、回避すべき対策を採るのはもちろん事業実施主体ですけれども、そういったことをワーニングされるのもJBICさん、NEXIさんの役割だと思うんです。なので、こうした重要な情報っていうのをしっかりと環境レビュー中に把握していただくっていうことが重要だと思うので、人権面でのそういった相手国政府、あるいは事業主体の経験、実施能力というものを調べるっていうか確認をするというところを、書き込んでいただきたいというふうに思います。

フィリピンについてもですけども、現在、ドゥテルテ政権ですけれども、麻薬戦争とかは新聞報道でかなり日本でも流れて、数万人のかたが殺されてるような報道流れてますが、こういった国家事業ですとか大きい事業に反対の声を上げて、超法規的処刑で亡くなるような住民のリーダーの方、農民の方、先住民族の方っていうのは、ドゥテルテ政権の中だけ



でも、今 300 人以上挙げられているんです。なので、そういったそれぞれのプロジェクト対象地の人権状況っていうものをしっかりと把握して、ビジネスの支援をしていただくといいところを書き込んでいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

【司会】

ご意見ありがとうございました。それでは今のご意見に関しまして、JBIC からレスポンスをお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

波多江様、ありがとうございます。私たちのガイドラインにおきましても、ご指摘いただいている点っていうところは読み込めるような形になっているというふうに私たちは思っています。先ほどご指摘いただいたところですね、プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、それから、相手国の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、こういったもの、外部の不安定要因等に照らして、適切に実行されるかどうかを確認するというふうなことも書いてますので、ここに書いてあることで、私たちとしては十分おっしゃってるご趣旨は踏まえられてるのかなと思うんですね。

他方で、足りてないところがあるというご指摘もいただいておりますが。そこは、もしかするとどこかで意識のギャップがあったのかもしれませんが。そういう意味では、私たちもこういったいろいろなプロジェクトをやっていく中で、私たちでは持ち得ないようなネットワークもお持ちの方もいらっしゃると思いますし、そういったところの知見も生かしていくっていうこともあってですね、私たちもプロジェクトについて、そういった皆様方の情報をいただくという観点もあって、情報公開をやっているということもありますので、今後とも、このプロジェクトでは特にこういう点が危険なんですということ、もう既にいろいろご指摘いただいと認識はしております。ただ、この場では、いろいろ個別プロジェクトの話をする場ではないので、その話はしませんが、そういったやりとりを通じて、今後ともいろいろ情報をいただきながら、プロジェクトの環境レビューをやっていければと思います。以上です。

【司会】

14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

五辺さん、どうもありがとうございます。FoE Japan の波多江です。今、JBIC の五辺さんがおっしゃったとおり、もし相手国政府の経験、実施能力などを確認して、適切に実行されるか確認するっていうところの、その趣旨に私たちが盛り込んでほしいと思っている、JBIC さん、NEXI さんの環境レビューの内容が含まれているのであれば、例えばそれを FAQ で残

していただくとか、そういったこともご検討いただけないかなと思った次第です。

というのは、今、この場で、パブリックコンサルテーションでこういった人権についての議論っていうものを一通りさせていただいているわけですが、JBIC さんも NEXI さんもお異動っていうものがあつたりとかすると、今後、環境社会配慮確認をされていく担当者の方たちがこの現行の文言を見ただけでは、ここに人権の議論があつたんだっていうことがなかなかお分かりいただけない可能性もあるかなと思うんです。この議事録を読むとも限らないですよ。なので、どちらかという FAQ とか、絶対に JBIC さん、NEXI さんのこの環境社会配慮に関わる方が読む文書について、こういった人権の議論があつたっていうようなことが残っているといいかなというふうに思った次第です。よろしくお願いいたします。

**【司会】**

ご意見ありがとうございました。ただ今の点につきまして、JBIC としてはいかがでしょうか。

**【国際協力銀行 五辺】**

JBIC の五辺でございます。こちらの、今回、前文の中でも先ほどの提案でも、させていただきますけれども、環境社会配慮の中には人権配慮が含まれるっていうことを記載しようというふうに提案させていただいたわけございまして、ここの中でも、今、議論していたワーディングの中でも、プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるかどうかですね、そういったところで、この環境社会配慮の中には人権配慮が含まれるということが新たに書かれるということにもなりますので、私たちとしては、そこで十分分かりやすくなったと思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

**【司会】**

ありがとうございました。他に、ご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしければ、現在時刻は 15 時 30 分ではありますけれども、議論の状況により最大 2 時間までということで、本日の残りの論点、項番 6 番につきまして、限られた時間のなかですが、進んでいければと思っております。項番の 6 について、NGO の方からご説明頂戴できますでしょうか。

**【メコン・ウォッチ 遠藤】**

よろしくお願いいたします。メコン・ウォッチの遠藤と申します。

**【司会】**

よろしくお願いいたします。

### 【メコン・ウォッチの遠藤】

項番の6番ですけれども、NGO 提言として、大規模な非自発的住民移転、または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合、住民移転計画（必要に応じて生計回復計画を含む）の提出を、JBIC、NEXI が環境レビューを行うための要件とすべきであるということ、提言として挙げさせていただいています。現行のガイドラインですと、こういったカテゴリーAのプロジェクトにおいては、これらの文書の提出を受けて環境レビューを行うということで規定されていて、1、2、3として、三つ挙げられているんですけれども、そのうちの2点目ですね。大規模な非自発的住民移転、または大規模な生計手段の喪失が発生するプロジェクトの場合にあっては、住民移転計画というふうになっているんですけれども。

私どもが問題提起させていただいたのには、この住民移転計画等というのが提出されていないにもかかわらず、環境レビューが進められてしまったケースが1件あったということです。これは、私どもの意見書のほうにも書かせていただきましたけれども、ベトナム、バンフォン1の石炭火力発電事業なんですけれども、これについては本日のJBICさんの資料として、私どもが送らせていただいたガイドラインの実施状況確認調査に関する質問への回答の中でもご回答いただいていますけれども、この住民移転計画が入手できていなかったものとして、アジア・大洋州のセクター、インフラで1件ありましたということで、ご報告をいただいています。

私どものほうでこの点につきまして、以前に、財務省 NGO 定期協議の中で、JBICさん含め協議をさせていただいて、確認をいただいたところ、この10年間で入手ができなかったカテゴリーAの案件というのはこの1件だけだったということも、以前にも伺っておりまして、これが例外だったのかなということではあるんですけれども、こういったことがありましたということで、運用の状況として問題を挙げさせていただいています。

この環境レビュー時には、入手が間に合っていないんですけれども、それを引き続き入手に向けて、相手国政府のほうに働き掛けるということは、JBICさんのほうからも伺っておりますので、これ、環境レビュー時には間に合いませんでしたけれども、引き続き働き掛けをされているというふうに認識をしております。ガイドラインなんですけれども、これは要件として規定をされているものというふうに考えますので、これは入手すべきという点を問題意識の共有ということで挙げさせていただきました。仮に、もしこの入手が難しい、入手が相手国政府から拒まれるというようなことであるのであれば、先ほど来、人権という点も議論になっていきますけれども、こういった拒まれるような事業地で事業を行うことは、果たしてそれは問題ではないのかという点も考えるところです。ということで、問題意識として挙げさせていただきました。

### 【司会】

どうもありがとうございます。それでは、続きまして産業界の皆さまから、ご説明をお願いします。

#### 【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。こちらも要望のほうに書かせていただきましたが、住民移転の是非ということではなくて、入手することが、先ほどおっしゃられるように、できない場合、そもそもどうするのかということですが、そういった場合に、民間企業で対応できない可能性もあるという状況の中では、一律の義務化・要件化というのは難しいのではないかと、審査の段階で JBIC さん、NEXI さんのほうで入手される努力をされるということを決して反対するものではございませんけれども、それを要件というふうになってしまうと、企業としてはとても対応できないケースも出てくるということかと思えます。以上です。

#### 【司会】

ありがとうございます。それでは、JBIC、NEXI から説明をお願いします。

#### 【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。遠藤様、ありがとうございます。この論点につきまして、私たちの実施状況調査はご覧いただいたとおりでございます。住民移転計画と一口に言っても、いろいろなものがございます。その中には、どうも個人の所有財産の詳細であったり、受け取る補償内容の詳細、生計手段をこの人はどういうふうに行っているのかといったようなことも、詳しく書かれる場合というのものもあるようで、そういう情報が含まれているものというのは、なかなか一般に公開するというのは望ましくない。そういった個人情報が多数含まれているようなものというものはあるということで、環境影響評価などの自然や希少種といったようなものの調査報告書とは、やや異なる視点での配慮が必要になってくるというものというふうに思います。なかなか一律での対応というのが難しいというのが一つあるかと思えます。

そういった理由から、そのプロジェクトの実施国において、事業者ではなくて当局が住民移転計画を策定するという場合があります。そういう場合には、企業主体としても住民移転計画の入手が困難なケースというものもあるということでございます。私たちも住民移転計画が入手できないケースの場合でも、その住民移転計画を作る政府当局と面談を通じて内容を確認する。それから、この住民移転に関する対応が、IFC PS が求めるような内容にちゃんと合致しているというようなことを確認するというところでやってきております。

そのようなものでございますので、なかなか住民移転計画の提出を一律の要件化というのは難しいのかなということでございますし、他の ECA のガイドラインを見ても、そういったことは記載してないという状況でもございます。例外的な事例ではあるかもしれませんが、そういうものがあるということでご理解いただければと思いますので、ガイドラインにつきましては、今の記載のままというふうに考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。106 番の方、お願いいたします。

【日本貿易会 藤井】

日本貿易会の藤井でございます。聞こえますでしょうか。

【司会】

大丈夫です。

【日本貿易会 藤井】

企業の立場といたしましては、人権は非常に重視しております、この非自発的な住民移転の課題につきましても同様でございます。そもそも地元住民への配慮がなければ、国際的なプロジェクトっていうのは成立せずに、また結果としてファイナンスそのものも下りないという認識しております。プロジェクト推進におきまして、もしそういう問題が起きた場合にも、円満な解決が前提になるということは重々承知しております。

時に問題となるというふうに聞いておりますのが、違法に居住しておられる住民を現地政府が退居させる場合に、その方法が非人道的であった場合、それが非常に企業のレピュテーションリスクになるとの認識を持っており、十分に配慮していくべき課題であるというふうに認識しております。

従って、先ほど日機輸様のほうからもお話いただきましたとおり、本項目につきましては、一律の要件化は実務の現状からいっても非常に困難だというふうに思いますけれども、企業におきましては非常に重要な課題であるというふうに認識しており、国際スタンダードに準拠した形で配慮を行っていることを申し上げさせていただきます。以上でございます。

【司会】

どうもありがとうございました。他に、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。すいません、少し交通整理をさせていただきたいと思う点がございまして。現行のガイドラインのままでいきますというふうに先ほど JBIC の五辺さんからご説明があったかと思うんですけども、今の記載では、大規模住民移転等が発生するものについては、住民移転計画が提出をされた上で、それで環境レビューを行うというふうには書いてあるので、これは既に原則としてあると思うんです。つ

まり、要件であると思うんですね。これは原則だと私たちは思っておりまして、それを確認をしたくて、今回、この議題を挙げたかと思えます。そういう趣旨説明をさせていただいたかと思うんですよ。

一律に求めるのが難しいというふうにおっしゃっていて、今回は実施確認調査の中で、先ほどもメコン・ウォッチの遠藤さんがおっしゃったとおり、JBIC さんのご回答では、12 件中 1 件が例外であったというふうなことです。やはり原則は提出してもらうのが筋っていうか、当然なんだと思うんです。ここの点は、しっかり確認をさせていただきたいなと思う点です。

もう一つは、例外があるということなのかもしれませんが、私たちからすると、やはり大規模な住民移転が起きるのに、何も書類がなくて、どうやってレビューを一体するんだろうということで、そういった案件については、やはり融資あるいは保険を付けられませんかというのが JBIC さん、NEXI さんのガイドラインの建て付けなんだと思うんですね。さはさりとして、先ほど JBIC の五辺さんがおっしゃったような、もしその住民移転計画が提出されない、入手が困難な場合っていうのは、その場合にはいろいろな情報収集をされて確認しますということなのかと思うんですけれども。原則はやはり提出をしてもらうことだと思うので、そこを一律に求めることは今、難しいというふうにおっしゃると、改悪をされるんじゃないかというふうに私たちは受け止めてしまうんですけれども、今の記載のままでいきますというふうに JBIC さん、おっしゃっていて議論がかみ合っていないなと思うところがありますので、そこ議論の整理をさせていただければと思います。

もう一つは、JBIC の五辺さんが開示が望ましくない情報が含まれるっていうようなことも、この JBIC の考え方に書いてあるんですけれども、今ここの議論では、住民移転計画を公開するか否かの議論はしておりませんので、提出して、それを基に JBIC さん、NEXI さんが環境レビューをすべきであるという点に絞らせていただければと思います。よろしくお願いたします。

#### 【司会】

ありがとうございました。ただ今ご指摘の点、JBIC のほうから回答をお願いします。

#### 【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。波多江さん、ありがとうございます。二つ目の方で開示ができない情報があるというふうにしたのは、そういったものが含まれてるがゆえに、政府が文書を作っていて、事業者にも出せないものがあるという、原因と結果の関係にあるものでございますので、補足情報というふうにご理解いただければと思います。

1 点目のほうですね。確かにご指摘のとおり、ガイドラインのほうを見ても、やや分かりにくい感じにはなってるんだろうなと思いました。今、議論を聞いててですね、やはり私たちもここは、原則はもちろん、こういう住民移転計画を出してもらう、提出してもらうとい

うふうに考えているんですけども、こういう例外的にできない事例というものも出てきてしまうっていうことだと思います。

これがあまり、本来住民移転計画を出してもらうべきケースにまで、例外だからと言って出さないというふうに広がってしまうのはよろしくない、と思いますので、例えば、この点についてFAQを追加したいと思います。今回のような事例というのは例外的なので、こういうケースというのがあるんだけれども、原則は提出をしてもらうということなんですよということを、書くという方向で対応を検討したいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

今、FAQ を作るということだったんですけど、私どもは今回の一件というのは、起こるべきではないというふうに理解してまして、そもそも、それを前提にしていよというようなFAQ を作るべきじゃないというふうに理解してまして、FAQ を作るということ自体がこの文言を骨抜きにすることだというふうに理解してまして、FAQ はやめていただきたいというふうに、というか、弱体化だというふうに思いますので、すいません、ここには反対させていただきます。

【司会】

ご意見ありがとうございました。16 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 遠藤】

メコン・ウォッチの遠藤です。私どものほうでも、問題提起させていただいたのはこういった事例があったという点でありまして、今、田辺さんがおっしゃったように、ここにFAQ を付けるということは、せっかくここにガイドラインで書かれていることっていうのを弱体化すると思いますので、FAQ というのは私どもとしては反対です。

【司会】

ありがとうございました。15 番の方、お願いします。

【FoE Japan 深草】

ありがとうございます。FoE Japan の深草です。田辺さん、遠藤さんが言われたことに賛成で、非常に強い危機感があるので同じことですが言いたいと思います。そのベトナムの事例でも、われわれ直接やりとりをさせていただいておったんですが、原則っていうところを、やはり原則として残すべきであると思いますし、FAQ であれ、そこに明示的に残してしまう

ことは弱体化に他ならないと思いますので、この点に関しては強く反対したいと思います。ありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。ただ今の点に関し、JBIC としてはいかがでしょうか。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。分かりにくいところになっているといったご指摘かと思ったので、であればFAQに記載するのかと思ったんですけども、それが弱体化というふうな捉えられ方をされてしまったのですが、そういう趣旨ではありません。実際、私たちもこういったプロジェクトの情報をできるだけ入手はすることに努めてるわけですけども、提出できないものが出てきてしまうということは実際にありまして、そういう場合でも、われわれとして必要な確認というのはヒアリングを通じて、時間はかかりますし、労力もかかるんですけども、やりながら確認はしていくということは変わらないんだと思っております。引き続きそういう形で、確認のほうはいずれにせよやっていくというところは、決して弱体化させるつもりはありませんので、その点は誤解のなきようお願いいたします。

【司会】

他に、ご意見、ご質問ございますでしょうか。それでは、時間が押してしまって恐縮ですが、ご質問等ないようでしたら、最後に今後の予定等、JBIC、NEXI から補足あるいは説明すべきことがあれば、お願いしたいと思います。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。本日も長い時間を超過してしまいましたけれども、ご参加いただきましてありがとうございました。次回に、本日の続きということで、論点表に沿って、三つから四つの論点を議論したいと思っております。次回会合、今までのペースから順調にうまくいけば、7月下旬ぐらいと考えていたんですけども、時期的にもあまりよろしくない時期かなと。夏休みやいろいろありますし、その辺も勘案して、ちょっと先になるんですが8月の下旬ぐらいまで延期する方向で考えております。また次回会合の2週間ぐらい前には、しっかりとご案内をさせていただければと思いますので、またぜひ、ご参加をいただければと思います。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の会合を閉会させていただきます。本日は、大変お忙しい中、ご参集いただき誠にありがとうございました。

(了)